

## 特定疾患患者等見舞金支給事業の見直しについて

### 1 前回の意見

事務局から見舞金支給対象者のうち、①特定疾患医療受給者、②先天性血液凝固因子障害等医療受給者、③遷延性意識障害者医療費受給者、④ウイルス肝炎医療費受給者及び⑤小児慢性特定疾患医療受診者への見舞金支給の見直しの説明をしたところ、委員から次のような意見が出された。

- ・ 社会の高齢化に伴い特定疾患患者が増える傾向にあり、見舞金の見直しは必要である。
- ・ 色々なサービスが増えてきている中で、不公平感のある見舞金は止めても良いのではないか。
- ・ 受給者の中にはお金持ちもいれば低所得者もいる。低所得者については見舞金を支給しても良いのではないか。

### 2 国の動向

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者総合支援法」が施行し、障害者の定義に新たに難病等が追加され、福祉サービスの対象となる。

社会保障・税一体改革大綱では、難病対策について、医療費助成の法制化も視野に入れ、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の構築を目指すとしている。

厚生労働省の難病対策委員会において、「医療費助成の対象疾患は現在の 56 疾患から拡大する」、「難病手帳（仮称）を創設する」等の検討がされている。

### 3 特定疾患患者等見舞金の見直しの方針（案）

限られた財源の中で、より必要な方に必要なサービスを提供するため、特定疾患等見舞金の支給対象者のうち、上記①～⑤に対する見舞金は平成 24 年度末で廃止する。

#### 理由

難病患者は、疾患の種類やその病状によって、ほぼ日常生活が営める方から常に生活全般に介助が必要な方までおり、患者が必要とする行政の施策は様々である。また、社会の高齢化に伴い特定疾患患者は増える傾向にある。

国は、医療費助成の拡大及び福祉サービスの充実を中心に難病対策を進めている。

本市における難病対策も、より必要な方に必要な支援サービスを提供できるよう、現金給付は見直して、福祉サービスの充実や日常生活の質の向上に結びつく施策を集中的に推進していく必要がある。